

議第11号

平成29年度滋賀県土地取得事業特別会計予算

平成29年度滋賀県の土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,820,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成29年2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1表 歳入歳出予算		
歳入		
款	項	金額
1 財産収入		千円 94,228
	1 財産運用収入	4,908
	2 財産売却収入	89,320
2 繰入金		381,372
	1 基金繰入金	381,372
3 県債		2,345,000
	1 県債	2,345,000
歳入合計		2,820,600
歳出		
款	項	金額
1 県民生活費		千円 1,845,000
	1 県民生活管理費	1,845,000
2 琵琶湖環境費		2,355
	1 琵琶湖環境管理費	2,355
3 土木交通費		591,873
	1 土木交通管理費	591,873
4 公債費		381,372
	1 公債費	381,372
歳出合計		2,820,600

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県民生活公共用地先行取得事業費	千円 1,845,000	普通貸借または証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、10年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
土木交通公共用地先行取得事業費	500,000			
計	2,345,000			